

# イギリス革命と平等派運動

—主権論を中心として—

村 上 義 和

The English Revolution and the Leveller Movement

— Theory on Sovereignty —

Yoshikazu MURAKAMI

## I

周知のごとく、1640年代から80年代にいたるイギリス革命の総過程において、平等派が独立した政治党派・運動として活躍した期間は極めて短い。独立した党派運動としてみられるのは1646年頃から49年までである。にもかかわらず我々が平等派に注目するのは、彼らにロマン主義的光彩をあたえるためではない。近代イギリスの出発点にとって、革命の総過程における「ゆきすぎ」の時期<sup>1)</sup>はきわめて重要な位置をしめており、この時期こそ「人間社会の歴史上もっとも重要な、決定的瞬間」として、「種々の階級の内的本性とその傾向とを、もっともあざやかで、純粋な形で規定」<sup>2)</sup>するのであるが、平等派が革命において指導性を発揮するのはまさにこの時期であったのである。

ところで、平等派の改革要求は、選挙権の拡充、君主制と上院の廃止、治安判事の選出方法、各法の改廃、コピーホルダーの保有権保全、囲い込み地の開放、十分の一税と国教会の廃止、徴兵制、物品税、貴族、組合、貿易会社の特権の廃止等々、きわめて多岐にわたるが、これらの具体的改革諸要求を通じて平等派と他のセクトとの主要な対立点の一つとして主権原理をめぐるものがあつた。平等派の主権論は人民主権論として一般に注目されるところであるが、またそれは自然法思想・社会契約論にもとづくものであつた。ただそれ自体であるならば彼らの独占とすることがらでもない。コーク Edward Coke やパーカー Henry Parker などがその思想的先駆をなすものとして知られている<sup>3)</sup>。たしかに、コークは中世的基本法を復活し、モン・ロウの優位の観念とその絶対権を展開することにより、国王の大権に対抗して議会の主権を主張した。コークによれば、国王は大権 prerogative をもつものではなく、議会在が許したのもをもつのである<sup>4)</sup>。

神は陛下に卓越した学と天賦の才能を与えられた。しかし陛下は王国の法や臣下の生活、相続、財産にかかわる根因を熟知してはおられない。それらの事柄は自然の理 natural reason によって決せられるべきものではなく、人為的理性 artificial reason と法の判断 judgment of law によるものであり、それはながい研鑽と経験とによつてはじめて認識し得る所業にほかならない<sup>5)</sup>。

だから理性の極地としての法は安易に変えられてはならないのであり、過去からの基本法は違

守されねばならないのであった。コークは法の至高性 *the supremacy of Law* を維持することによって、国王の専断による侵害に対して議会の主権を主張したのであった。またパーカーにしても、権力は本来人民に固有のものであり、人間の最初の法は、神が人間の胸中にきざんだ自然法であったとしながら、社会契約観をうちだし、アダムのの堕落以来人間はますます堕落したので、これは相互に保存するのに充分ではなくなったとのべている<sup>9)</sup>。自然状態からの脱皮として社会契約観をうちだし、主権の帰属を「人民」にもとめるわけである。しかし概括的にのべるならば、彼らの理論は、多大の影響を平等派の指導理論形成にあたって与えながらも、その目的は支配階級の権利を維持し、君主制との調整をはかるところにあった。コークの立場は、専制によってそこなわれんとする既存の利益と社会秩序の守護であり、法はまさにそのかなめにほかならない。パーカーにしてもすどく議会主権をうちだしながら、「大衆の大群の運動を統制すべき何らかの方法が考えだされるまでは、専制支配も世の中にとって安全である」<sup>10)</sup>と考えていた。

したがって、本稿の課題は、平等派が伝統的思考の枠のなかに育ちながらこれを脱皮していくプロセスを明らかにし、その理論内在的根因にたちかえりながら、平等派の歴史的個性を分析するところにある。最もその党派性が鮮明になる「主権」原理を対象とすることにより、その課題をよくはたし得るものと思う。

- 1) エンゲルスのイギリス革命の総過程についての指摘はきわめて興味ぶかい。

(イギリス革命は)都市の中流階級がそれをおこし、農村地方の自営農民がそれをたたかいぬいた。……もしもこの自営農民と都市の平民分子がいかなかったならば、ブルジョアジーだけではけっしてこの戦いを最後までたたかいぬくことはなかっただろうし、またけっしてチャールズ一世を絞首台に送りもしなかったろう。その当時すでに刈り入れできるまで熟していたブルジョアジーの獲得物を確保するだけのためにすらも、革命はかなりさきまで押しすすめられなければならなかった。…このことは、実際にブルジョア社会の発展法則の一つであるように思われる。さて、革命的活動のこのゆきすぎにつづいて、不可避的な反動が必然的にやってきたが、この反動がまた自己を維持できる点をこえてすすんでた。ひとつづきの動揺ののちに、ついに新しい出発点になった。

エンゲルス「『空想から科学への社会主義の発展』英語版序論」全集第19巻、大月版 pp. 554-555.

- 2) レーニン「ボイコットに反対する」全集第13巻、大月版、p. 23.  
 3) D. M. Wolfe, *Leveller Manifestoes of the Puritan Revolution*, 1967, Introduction, pp. 4-5.  
 W. Haller, *Tracts on Liberty in the Puritan Revolution 1638-1647*, I, 1965, pp. 23-29.  
 4) D. H. Penning, *The Rebels of 1642*, in R. H. Pary (ed), *The English Civil War and after 1642-1658*, 1970, p. 24.  
 5) quoted in J. A. R. Marriott, *The Crisis of English Liberty. A History of the Stuart Monarchy and the Puritan Revolution*, 1970, p. 96.  
 6) W. Haller, op. cit, p. 25.

- 7) B. Manning, *The Nobels, the People, and the Constitution*, in Trevor Aston (ed), *Crisis in Europe 1560-1660*.

## II

(一) 平等派の自然法論の特質は伝統法からの解放と自然的個人をモメントとするところにあるが、まずは伝統的な観念にもとづいている<sup>7)</sup>。代表的理論家の一人リルバーンは、「イングランドの生得権」*Englands Birth-right justified against all Arbitrary Usurpation* (1645. 10) において、自然法 *the law of Nature* を提示し、「権利請願 *Petition of Right* はたんなる法以上のものといえるだろう (なぜならばそれはマグナ・カルタ *Magna Carta* の公平にして真の意図と意味とを宣言したものであるから)<sup>8)</sup> とのべるとともに、専制支配に抗する具体的な改革諸要求を生得権 *birth right*, 祖先からの継承 *inheritance* として示している。また他の文書では「自由の基礎はイングランドの大憲章 *the grand Charter of England* にもとづいている……ここに含まれている諸特権 *priviledges* は私の生得権であり継承されたものである」<sup>9)</sup>、イングランドの最高権力である下院は「人民の安全と保全 *safety and preservation* とを規定するこの国の基本法と慣習法 *the fundamentall Constitutions and Customes* とにもとづいて行為すべきである」<sup>10)</sup> と主張している。ここには自然法と慣習法との結合がみられる。初期リルバーンにとっては、マグナ・カルタは自由民の特権 *a right to all the priviledges* としての自由の憲章にほかならなかった<sup>11)</sup>。しかし現実の運動との結合とその展開を媒介としながら、彼らによって、伝統法—マグナ・カルタ、権利請願等の先例—からの脱皮がはかれる<sup>12)</sup>。ウォルウインはすでに1645年に「イングランドの悲しい奴隷状態」*Englands Lamentable slavie* でリルバーンのマグナ・カルタ偏重を批判しながらその先見を示している。

マグナ・カルタは人民の権利と自由の一部でしかなく、それは奮闘努力し、祖先が血を流して国王の手中から闘かいとったものにほかならない。国王は強圧的に国家を征服し、法を変え、強権をもってそれをたえがたきものにしてきた<sup>13)</sup>。

ウォルウインにとってのマグナ・カルタは「一わんのあつもの *a messe of pottage*」<sup>14)</sup> でしかなかった。リルバーン自身も「正しき人々の弁明」*The Just Mans Justification* (1646. 6) においては、マグナ・カルタや権利請願のような華美な法もサクソン王エドワードの法にもとるものであるとしている<sup>15)</sup>。さらにオウヴァトンのはのべている。

諸君も知ってのとおり、この国の法律は自由民にとってふさわしいものではなく、徹頭徹尾考察され、きびしく論議され、すべての政府の形態と生命である普遍的な公正と正しき理性 *common equity and right reason* とに合致せしめられねばならない。マグナ・カルタ自体は貧弱なものでしかなく、多くのたえがたい束縛をふくみ、さらにそれ以来の議会によって制定された法律は多くの点で政府を一層抑圧的にし、またたえがたきものにしていく<sup>16)</sup>。まさに神話から政治学へ *from historical mythology to political philosophy* の転換である<sup>17)</sup>。このことを可能にしたものはすでに指摘したごとく現実の運動の展開にほかならないが理論的に転回軸をなしたものは、「普遍的な公平と正しき理性」であり「理性の法」の観念であった。以下にみるごとく、彼らはその理論的根拠を先例—経験の蓄積としての権利から自然法へとしたいに移行させていったのである。「理性の極地 *the perfection of reason*」としての基本法は、「人民によって容認された合法にして正当な慣習 *lawful and reasonable customs*」「古来の基本法や今日の議会立法」等のうち、「永遠の自然法 *law eternal and*

natural」に適い神の御言葉に抵触しないもののみであり、かかるもの以外はいかなるものであれ、法ではない<sup>12)</sup>。伝統からの神と自然との解放である。先例といえども、理性によって、換言すれば「永遠の自然法」によって照射されねばならない<sup>13)</sup>。即ち、「権利請願」における人権宣言の根拠である「王国の法と慣習」<sup>14)</sup>もそのままでは首肯されなくなっている。

諸君はわれらを解放し、理性と普遍的な公平とにそくした自然的にして正しい自由な状態にするために選ばれたのである。なぜならばわれらの祖先が何であれ、何をし、何をこうむり何を放棄すべくしいられていようと、われらは今日の人間であり、どんな法外なことがらや妨害やあるいは専断権からもまったく自由でなければならぬ。諸君はいかなる例外や限定もなくあらゆることからわれらを自由たらしめるために選ばれたのである<sup>15)</sup>。

理性は先例をもたない。なぜならば、理性はあらゆる正しい先例の基礎なのだから<sup>16)</sup>…

理性に反するものは合法的ではない、理性が我国の法の命である。法がその本来の理由と目的とを失なうならば、それは中味のない殻であり、実体のない影であり、また生命のない残骸であり、やがてはくちはてしてしまうものである<sup>17)</sup>。

事物の公平と理性とを考慮すべきであり、われらがくりかえしこわしてきた基本法にもとづくべきではない<sup>18)</sup>。

前記したごとく、ここにみられるのは明白に伝統法に対立するところの理性の法の主張であるが、これは過去に蓄積されたもしくは過去につらなる一切の権威、既存の権威への否定のよびかけであり、それゆえにこそ、現存の社会諸関係を根本的に批判し得る原理であり得たのであった。このことは1647年のプトニーにおける一連の論争に示された独立派アイアトンの契約観との対比においてよく示されてもいる。平等派は、自然法を基礎として、不正な契約は合法的に破棄され得るとしたが、アイアトンは、市民権 *civil right* (あるいは市民的基本法 *civil constitution*) を根源的なものとし、それによって正・不正の区別があいまいである絶対的自然権を否定しながら<sup>19)</sup>、あらゆる権利の基礎は人と人との契約であり、それは祖先からひきつがれたものであると主張している<sup>20)</sup>。この点に、平等派理論と他のセクトとの分岐があり、コークやパーカー等によって国王の大権に対してきたえあげられてきた基本法観念—議会の特権—が、平等派によって、ブルジョア化した貴族もしくはジェントリの主権としての議会の主権に対抗する後述される人民主権の理論的武器に転換させられることになる。ただここで留意すべきことは、伝統法から理性の法—自然法への範疇転換は伝統的観念の深化という形態のもとにおこなわれていった、ということである。これが彼らの歴史性を評価するにあたっての難点であり、後述される所有権論とあいまって平等派運動が小ブルジョアジーの反動ともされるゆえんでもある。例えば周知のごとく彼らは征服王 *Norman Conquest* 以来の不自由状態を「古き基本法と自由」の破壊、国家法制のだからとして批判し、アグロ・サクソンの自由の神話に再三論及している。しかしこれをもって没落に直面した小ブルジョアジーの願望の過去への投影であるとのみ評価しえない。平等派の現実認識もアングロ・サクソンの讃美ではなく、「*Norman law* がわれらを奴隷状態におとしめたものではなく、以前より一層ひどいものにしたのである」<sup>21)</sup>としている。平等派にとってのアングロ・サクソンの神話は、歴史状態（ノルマン征服以来の歴史）と、「理性と公平とにそくした自然権にして公正な自由の状態」としての自然状態との断絶を示し<sup>22)</sup>、既存の社会的諸関係を超出するための主要な理論的環をなすものであったのである<sup>23)</sup>。ところで、これまで平等派自然法が伝統法からの脱皮として構成されるにあたっての論理的環としての「理性」についてみてきたわけであるが、この過程は、同時に、伝統から自然

的個人を解放し、原子的個人として抽出する過程でもあった。そしてこれが社会契約論、人民主権論の媒介環をなすものである。

平等派の自然状態は「理性と公平とにそくした自然的にして公正な自由の状態」であるが、そこでの理性とは神のかたちのごとく造られた人間の理性であり、自然状態を構成しているのは、理性と知力 **rational soul and understanding** とをそなえた本来的に対等平等な人間 **every particular and individual man and woman, all the particulars or individuals** である<sup>24)</sup>。しかも人間は、他にゆずりわたしてはならない自然権 **natural rights** をもっているものであり、その自然権とは、全ての個人に本来的に与えられているプロパティ **self-property, his property in himself, his individuality, individual property**, である。生まれながらにして平等な人間は自からに属する固有性と自由 **property, liberty and freedom** とを享受するのであり<sup>25)</sup>、かかるプロパティは、神の絶対性によって担保され、行政官（府）はもとより議会でさえも侵害したり、簞奪し得ない聖域である。こうして、自由・平等な個人が抽出されたわけであるが、この個人は自然的個人であることに注意すべきである。このことは、一方ピューリタンによっておしすすめられていた「分離の原理 **the principle of segregation**」—精神的なものとして世俗的なもの **the spiritual and the secular**—によって理解されることである。彼らにとっては、神がすべての創造主であり支配者であるとしながらも、神の恩寵の秩序 **an order of grace** と自然の秩序 **an order of nature** とにはことなる律法がはたらくものと考え、後者の世俗化がすすめられていたのである<sup>26)</sup>。したがって「イングランド大衆の下院に対する諫言」**A Remonstrance of Many Thousand Citizens, and other Free-born People of England, To Their owne House of Commons (1646.7)** は数千の市民のために書かれたものであるが、それは固有の権利をもつ個々の市民にほかならない。ここに、平等派によってはじめて自然権によってうらうちされた自然法が提起されるとともに<sup>27)</sup>、中世のフィクションとしての **populus** 観念が実体としての生きた **people** へと転換されることになる。平等派によってはじめて「人民」が歴史の動因として、歴史的主体として、自然体 **the body natural** として登場することになったのである<sup>28)</sup>。この事態は、平等派の憲法体系のなかに明記されていくが、彼らのアピールが直接人民にむけられていくことのなかに明白である<sup>29)</sup>。自由・平等な自然的個人の自発的結合によって国家は形成されるのであり、それとは区別される抽象物に仮託することはない。彼らにとって社会契約論、人民主権論は必然である。なお、ラスキはロックの自然法を解して、「自然法の判定者は理性であり、理性は自然状態における人間の平等をわれわれに教える。この平等から人間の自然権が生ずるが、これをロックは清教徒革命における独立派の人々と同様、生命、自由、財産の三者となる」<sup>30)</sup>としているが、妥当ではない。

- 1) A. S. P. Woodhouse, *Puritanism and Liverty*, 1938, p. [95].  
D. W. Hanson, *From Kingdom to Commonwealth, the Development of Civic Consciousness in English political Thought*, 1970, pp. 320-321.  
D. M. Wolfe, *Leveller Manifestoes of the Puritan Revolution*, 1967, pp. 5-8.  
D. B. Robertson, *The Religious Foundations of the Leveller Democracy*, 1951.
- 2) W. Haller, *Tracts on Liberty in the Puritan Revolution 1638-1647*, III, 1965, p. 57.

3)・4) quoted in J. Frank, *The Levellers*, 1955, p. 57.

5) なお、田村秀夫「ジョン・リルバーンとレヴェラー運動—『人民協約』成立の背景—」(経商論纂62号)は、「ほぼ四六年末には基本法・自然権・社会契約等の主要観念を整え、『人民協約』の原型も形成されつつあった」としているが、浜林正夫『イギリス革命の思想構造』は「一六四七・八年ごろのパンフレットのなかでも、やはり、マグナ・カルタと権利の請願は、リルバーンの抵抗のよりどころ」であったとしている(1966, p. 204)。

6) この現実の運動との結合の深度は彼らの世俗性の中に、つまり彼らにとっての自然法とは内面的論理であるよりも政治的変革原理であるということの中に示されている(D. B. Robertson, *op. cit.*, p. 70)。以下に示されるような'30年代のリルバーンと比較される—

たとえ私をとりおさえるのが王国の最下級役人であろうとも、国王の権威と権力 **the king's authority and power** によって役人にせしめられたものであるならば私は服従するであろう……なぜならば、私の権威が神に由来していることを理解しているからである。しかし、もし彼らが神もしくは神の真理にとって不名誉なことを命ずるならば、私は少くとも積極的に彼に服従することはしないであろう……私は肉体を服し、よろこんで……彼らが科すところのものをうけるであろう。なぜならば、為政者がどんなに迫害しようとも、それが精神的なものであれ、世俗的なものであれ、神の民 **God's people** が世俗的な武器をとって反抗するのは不法なことであり、ただ祈り、神の両刃の剣を用いるべきであるからである (quoted in H. N. Brailsford, *The Levellers and the English Revolution*, ed. by C. Hill, 1961, pp. 84-85)。

ここではまだ明確な抵抗権の観念がなく、消極的な服従を説くにとどまっている。為政者の侵害に黙して服従することは死にもおとることであるとするその後とは対照的である。

7) W. Haller, *op. cit.*, pp. 313-314.

8) *Ibid.*, p. 314.

9) D. M. Wolfe, *op. cit.*, pp. 7-8.

10) W. Haller, *op. cit.*, p. 365.

11) C. Hill, *Puritanism and Revolution*, 1958, p. 75.

12) A. S. P. Woodhouse, *op. cit.*, p. [5 n].

13) *Ibid.*, p. [95].

14) *Petition of Right*. 田中英夫訳「権利請願」(高木八尺他編『人権宣言集』所収)

15) D. M. Wolfe, *op. cit.*, p. 114.

16) *Ibid.*, p. 158.

17) *Ibid.*, p. 159.

18) A. S. P. Woodhouse, *op. cit.*, p. 20.

19) *Ibid.*, p. 53.

20) *Ibid.*, p. 26.

21) *Ibid.*, p. 96.

- 22) 松下圭一『市民政治理論の形成』1959, pp. 156-157.
- 23) すべからくこうだと云うわけではない。アングロ・サクソンの神話の具体的モメントは複雑な観念の反映ではある。例えば、キリスト教の楽園観念の投影でもあり、また **Adventurers Company** によって国家法制レベルで独占的慣行をうちたてられることによって既得権を喪失していく **craftman** の過去への投影でもある。
- 24) A. S. P. Woodhouse, op. cit, pp. 317-318.
- 25) H. N. Brailsford, op. cit, pp. 140, 33n.
- 26) A. S. P. Woodhouse, op. cit, p. [58].
- 27) 隅田哲司「ピューリタン革命期に於ける二つの自然法思想」(広島大学文学部紀要 8号, pp. 152-187) は、自然法の展開を二段階において考察し、ジェントリー・商業市民階級になされた自然権なき自然法の段階と、産業市民層になされた自然権優位のもとに構成された天賦自然の権利としての自然法の段階とを分析している。また H. N. Brailsford は「平等派のオリジナリティは、全ての官吏は、議会でさえも、個性内の聖域を侵害しないように拘束されねばならないということの発見にある」とのべている (op. cit, p. 121)。
- 28) A. S. P. Woodhouse, p. 334.
- 29) D. W. Hanson, op. cit, p. 330.
- 30) H. J. Laski, *Political Thought in England from Locke to Bentham*, 1920, 堀豊彦・飯坂良明訳『イギリス政治思想Ⅱ—ロックからベンサムまで』 pp. 19-20.

(二) 強大にして狂暴な敵に直面せねばならない場合には、正当で必要な防衛のためにわれら自身力の限り武装すべきであり、敵がわれら個人々々への混乱と強奪であれもしくは法と自由の破壊であれ、狂暴な侵害者を武力をもって撃退すべきである。……この防衛原理 **defensive principle** の正当性に対してはどんな秩序や権限もいかなる程度にせよまざることはできないし、どんな秩序や権限もまた法や慣行・風習もこの原理にゆづらねばならないのであって、それ以外のなにものに対してでもない。なぜならばどの程度のまたどんな資格の権威であっても、皇帝、国王、議会、その他のなにであれ、それらはすべて人民の安全 **popular safety** を促進するためにある。あらゆることがここに基づいているのであり、このためにのみ制度化され実施されているのである。なぜならば、それなくしては社会は……あり得ず、この世のあらゆることよりも至高善として維持されなければならない……なぜならば、人間はこの世に保存されなければならない、この保存のために、すべての人間の子供は生まれながらに等しい権限をもっており、なにものも外敵による以外は奪われない。これはすべての **Common-Wealth** に、すべての統治者と政府 **all Govenours and Governments** に、すべての法、執行、行政に神が自然においた基本原理 **ground-work** である。それゆえ、これに反対するすべての統治者と政府は……裏切りであり……あらゆる手段と方法とで抵抗されるべきである<sup>1)</sup>。

平等派によってはじめて自然権にうらうちされた自然法が開花され、その担い手としての生まれながらにして自由・平等な個人による「理性と普遍的な公平とにそくした自然的にして正しい自由な状態」が構想された。その自然状態では、人間は「本来平等であり、その能力、尊厳、権威、威厳において同等であり、何人も本来的には他人をこえ、他人に対する権力……をもたない」のである<sup>2)</sup>。このような状態での権力形成の原理でありかつ権力構成の原理でもあ

るのが社会契約であった<sup>9)</sup>。この原理を「正確にのべられた軍隊の主張」The case of the Armie Truly stated… (1647. 10) は最も簡潔にのべている。

すべての権力は根源的かつ本質的にこの国の人民の全体 the whole body of the people に存し、その代理人 Representators を通じての人民の自由な選択と同意こそがすべての正当な政府の唯一の源泉であり基礎であり、すべての正当な統治者の選択の理由と目的はそれによる安全と幸福への理解である<sup>9)</sup>。

つまり、自由・平等な各個人は、自己保存のため、自からの安全を維持し促進するために、相手方の同意と協約 mutual consent and agreement にもとづいて統治者と政府を任命し、権力を形成することになるのである。社会契約は契約参加者の保存を目的とするものであり、人民の安全こそすべてのコモン・ウェルスの最高法である<sup>9)</sup>。

われらは、奴隷状態に復帰する危険といま一度の戦争というやっかいな治療をさけるために将来にわたってできるかぎり最善の注意を払うべく、相互に相務義務に自らを拘束するのである<sup>9)</sup>。

人民の相互の同意と協約こそすべての統治の基礎であり、社会契約によって主権は形成されるのである。議会の王への戦いかいにしても、それが主権者たる人民に基礎づけられたときに正当化されるのである。だからこそ、クロムウェルや軍幹部など独立派右派が立憲君主制と国教会を容認すべく妥協しようとするのに対し、リルバーンは「鯨の腹からヨナは叫ぶ」Inahs Cry out of the Whales belly (1647. 7) において、人民はいまや「本来の自然法に解体」したのだから、厳粛な契約 the Solemn Engagement によって新しい統治を創造すべきであると主張したのであった<sup>9)</sup>。この契約の侵害に服従することは死よりおとることであり、あらゆる手段と方法とで、「正しく必要な防衛的抵抗 defensive Oppositon」がとられねばならないのである。この社会契約論において、古来の法にもとづく議会主権から個人の自然権にもとづく人民主権への転換がおこなわれたのである<sup>9)</sup>。人民こそ「本源的に唯一の立法者であり、あらゆる公正な権力の真の泉であり、この世の源である the originall sole legislators, and the true fountain, and earthly well-spring of all just power」<sup>9)</sup>。このような平等派主権論の特徴は、第一は主権が帰属するのはこの国の人民全体 whole body of the people であり、主権は分有されるものではないということにある。このことはいままでの論述のなかにすでに与えられていることであるが、主権は社会契約によって形成されるものであり、またその契約参加者は本来的に自由・平等な個人であるわけであるから、主権の帰属は特定の人もしくは集団であり得ず、社会契約の全参加者でなければならないわけである。

唯一の立法部の立法権は本源的に人民に固有のものであり、派生的に共通の同意 common consent によって人民自体に選ばれた委員会 commissions にあるのであって、それ以外にはない<sup>10)</sup>。

ただここで留意すべきことは、「共通の同意」にもとづいて人民によって選出された委員会とは、一つの制度であって、特定の個人もしくは集団ではない。すべての権力は根本的にはその官職に付されているのであって、代理的にのみ人に存するにすぎないのである<sup>11)</sup>。したがって例えば、議会の場合においても、それとその構成員個人とは区別されるのであり——parliamentary and their own personal capacity、「彼らの個人的な命令に抵抗することは、議会への抵抗とはならない」のである<sup>12)</sup>。現議会と議会制とは区別されることとなる。これをもって同意を基礎とする非人格的な近代的「制度」の観念が成熟したと評されるゆえんである<sup>13)</sup>。第



二は主権は個人であれ集団であれ第三者に代表されることがないということである。委員会は人民の代理でしかなく、議会といえども人民の信託によるのであり、人民の意思が忠実に反映されることが期待されている。何人であれ、なんらかの権力を持ち、それを行使しても、それが人民の信託によるものでないならば、**Just Freedom**の本質とまったく矛盾するわけであり、ここに抵抗権が生ずる<sup>14)</sup>。このような視点から、議会のなかに人民の至高権の **representors** もしくは **commons** が求められ、それゆえに一人民全体の意思を代理するがゆえに議会の至高性が認められることになるのであり、国王と貴族院とによって主権が分有されその行使が制限される複合君主制 **Mixed Monarcy** が拒否されることになる。議会は人民の利益のために **コモン・ウエルス**の偉大な至高権、すなわち、立法権と終結裁判権とを信託されたものとなる<sup>15)</sup>。内閣の廃止や農民保有権をめぐる領主裁判所の廃止等の要求もかかる原理の具体的なあらわれである。

現在およびこの国民のすべての将来の議会権力は、ただそれを選出した人々の権力にのみ劣るのであり、他のいかなる個人もしくは集団の同意もしくは協働なくして、法の定立および改廃を行ない、官職および法廷の廃立を行ない、長官およびすべての官職 **Magistrates, and Officers of all degrees**の任用・解任・審問を行ない、戦宣および講和を行ない、外交をつかさどり、一般的に選挙民によって明示的にか黙示的にか留保せられている以外のすべてのことがらについて行なうことができる<sup>16)</sup>。

ここには諸々の国家機関に対する議会の至高性が示されている。しかし、このことは議会をして絶対権力の樹立を志向することを示すものではなく、むしろ人民主権にもとづく成文憲法によって議会権限を明確にしようとすることを示すものである<sup>17)</sup>。したがって、「人民協約」**An Agreement of the People (1647. 10)**は、人民の基本権を留保し、信託が人民の志向に必ずや応ずることを保証するものであったと解されよう。

この特質は、平等派のあらたな議会をめぐる具体的な提言のなかによく示されている。それはまず第一に成年の普通選挙と比例制の要求である。「正確にのべられた軍隊の主張」では、犯罪によって自由を失なったものを除いて、21才以上の自由民がすべて選挙民たることを明示しており<sup>18)</sup>、また「人民協約」では選挙区住民の人口比による選出を提示している。これはかれらの主権原理からすれば必然である。平等派によれば、すべての統治者もしくは政府は自然権をもつ個人の同意と協約にもとづくのであるから、「生得権を失なっていない全ての住人は等しく選挙権 **an equal voice in elections** をもっている」わけであり、「すべての人間はなによりも自分の身をおくべく同意した政府のもとで生活すべきであるから、この国の最も貧しきものは自分が同意していない政府には厳密な意味では拘束されない」のである<sup>19)</sup>。この権利の享受を禁じ得るのは神法 **Law of God** であるが、神法も自然法や民族法 **the Law of Nations** もそのようなことを規定してはいないのである。しかも彼らの要求は議会改革にとどまらず、むしろ「第四身分」<sup>20)</sup>としての軍隊やロンドンの市政改革運動をつうじて議会への雛形が与えられていくとともに、その政治的資質もきたえられていったものである。アジテーター **Agitatrs** を選出し一般会議 **General Council** を設立することにより軍幹部の独善を排し、一般兵士の意味を体現しようとしたことはよくしられるところである。また「鎖につながれたロンドンの自由」**Londons Liberties In Cnains discovered (1646. 10)**は市長および市参事会員についてのロンドンのすべてのフリーホルダーの比例選挙を要求している。第二に議員の任期と議会会期の確定である。「政府の不安定、無制限なもしくは専断的な権力の行使から

またそれが至上のまたそれにつづく権力を信託されてきたことによって、不安が生じたが、それによって、われらに多くの苦悩とたえがたい抑圧とがもたらされた<sup>21)</sup>ので、「同一人が権力にながくつくことから明らかに生ずる多くの危険と不都合を免れるために」<sup>22)</sup>、平等派は議員の任期と議会の会期を定期化し、できるだけ短くしようとした。議会によって人民の全体意思が代理されるものであるならば、権力の固定化専制化を阻止するために、議員は常に人民によって検証されなければならないし、また会期も特定の個人もしくは集団の恣意にまかされてはならず、定期化されなければならない。人民がある時に誤まった選択をした場合には、他の機会にそれを修正し得るという平等な期待と可能性が与えられていなければならない。そのためにも「一定期間の新しい継続的な選挙権」<sup>23)</sup>をもたなければならない。すでに「イングランド大衆の下院にたいする諫言」A Remonstrance of Many Thousand Citizens, and other Free-borne Peoole (1646. 7)で「われらは諸君をせいぜい一年間しか選出し得ない」にもかかわらず、諸君はまる五年間も議席をしめてきているとその不当性を批判しているが<sup>24)</sup>、「第三人民協約」(1649. 5)では一層詳細に規定されることになる。つまり議会は年一度選出されるが、議員は会期終了にともないその権威を失ない、それに直接引きつづく議会には選出され得ない<sup>25)</sup>。また会期延長は反逆罪とみなされる旨規定されてもいる<sup>26)</sup>。年々行なわれる自由な投票こそ同意と契約の証であり、それによってのみ権力の合法性が保証されるのである。

これら平等派の特質は独立派との比較において一層明らかになるであろう。独立派が「国王および上院が、国家の共通の権利と安全とに一致するかぎり、それらの存続は認められるべきである」としたことはよく知られるところである<sup>27)</sup>。独立派によれば、主権は分有され、主として司法権は上院によって、立法権は下院によって相方の同意のもとに行使されることになる<sup>28)</sup>。具体的には「軍隊提案要綱」The Heads of the Proposals offered by the Army (1647. 8)において示されていると考えられるが、議会の立法にたいする国王の同意権、官吏の任免や軍事権等に国王と上院の大幅な権力を認めるとともに、國務院設置の提唱も行なわれている<sup>29)</sup>・<sup>30)</sup>。さらにこれらのことは、彼らの選挙権への考え方のなかに明らかである。プトニーで平等派の提唱における the people of England をめぐってはげしい論争がくりひろげられたことは周知のことであるが、アイアトンは選挙権を有するものは、この国に「永続的にして固定的な利益をもつもの」「恒久的にして地方的な利害 permanent, local interestをもつもの」<sup>31)</sup>と主張している<sup>32)</sup>。つまり、平等派の「人民」は自然的・主体的概念であるのにたいし、独立派のそれは、全市民の総体からは区別された、一つの抽象的存在でしかなく、歴史の主体としては把握されていないものである。その意味では彼らの「人民」はなお神話である。したがって、独立派の「人民」は自律し得ないものであるゆえに、歴史的主体者である特定の個人もしくは集団に恒久的地方的な利害をもつ自然人を基礎として、代表されねばならないのである。現実の「人民」はむしろすべてのいまわしい存在でしかない。「人民」は、新しい基礎をのべるみせかけのもとに、すべての宗教、議会、法、自由、財産の古い基礎を、根底から脅かし、引抜き、破壊するのであり<sup>33)</sup>、「裁判官と呼ばれる人々が普通に示すように、王国の福祉と安寧に対して関心をもつ人々によって、しばられてもいないから、またとくに彼らは神に対する義務に従がうのでないから」「彼らは思いつきで行動し、他人に従がいがい、主義、理性、判断によるよりも、突然のありきたりの理解に従がうもの」<sup>34)</sup>である。たしかに独立派にとっても権力形成の原理として「契約」が位置づけられている。クロムウエルによれば「契約によって王は王である king is king by contract」<sup>35)</sup>のであったし、アイアトンによれば下院の

立法に国王がこれを確認するのは「イングランド人民と王とに結ばれた契約」<sup>86)</sup>にもとづいているのであった。しかも、支配者が契約に違反した場合には、その権力濫用にたいして人民は服従を拒否し得るのであり、したがって、独立派は「古き基本法と自由」の破壊ゆえにチャールズの処刑に同意し得たのである<sup>87)</sup>。しかし、自然権を固有する原子的個人を把握できない彼らの論理からしても、これをもって人民主権原理としてとらえ得ぬことは言うまでもない。権力はすべて「人民」を仲介として神に由来するとの命題は、トーマス以降の神学者たちに肯定されていたことであり、ジェームズですらその著『王たるものの義務』 *A King's Duty in His Office* において正統の支配者と暴君とを区別し、暴君は神に対して責任を感じない、だから臣民は暴君に服従する義務はない、と断言し得ていたのである<sup>88)</sup>。

「神話」としての独立派の「主権論」をみたわけであるが、たしかに、リルバーンがキリスト教民主主義者 *christian democrat* と評されるように、平等派の主権原理とピューリタンの信仰原理との密接な関係も否定することはできない<sup>89)</sup>。この面の考察は他の研究にゆずらざるをえないが、ただ次の一点だけは指摘しておきたい。たしかに、ピューリタンの教会とはクリスチャンの自発的な結合としての教会であった。しかし、宗教上の *covenant* と政治上の *agreement* とはたんなるアナロジーではない。この神話から政治学への転換は、既述したごとく、フィクションとしての *populus* から登場してきた実体的 *people* への「人民」範疇の大転回を基軸にしているのである。

1) D. M. Wolfe, *op. cit.*, pp. 177-178.

2) A. S. P. Woodhouse, *op. cit.*, p. 178.

3) 堀江英一編『イギリス革命の研究』1962, pp. 258-259.

4) D. M. Wolfe, *op. cit.*, p. 212.

5) A. S. P. Woodhouse, *op. cit.*, p. 329.

6) D. M. Wolfe, *op. cit.*, p. 226.

7) *Ibid.*, p. 33.

8) だからこそ、平等派は、革命の過程において、都市、農村、軍隊に多大の影響を与えつためには国王処刑に至るまでその指導性を発揮しながら、最後には独立派左派ともたもとをわかち、1649年5月パーフォードで cromwell の軍隊にうちやぶられることになる。

9) D. M. Wolfe, *op. cit.*, p. 17.

10) H. N. Brailsford, *op. cit.*, p. 117.

11) A. S. P. Woodhouse, *op. cit.*, p. 404.

12) *Ibid.*, p. 329.

13) 松下圭一、前掲書 p. 176.

14) D. M. Wolfe, *op. cit.*, p. 113. ただし、「代表されない」とは伝統的な「代表」観と相対的に区別する意味においてである。

15) A. S. P. Woodhouse, *op. cit.*, p. 406.

16) D. M. Wolfe, *op. cit.*, p. 227.

17) 「正確にのべられた軍隊の主張」 *The case of the Armie Truly stated (1647.10)*, 「人民協約」 *An Agreement of the People (1647. 10)* 参照。 *Ibid.*, pp. 198-222,

225-234.

- 18) *Ibid.*, p. 212. しかしながら「第二人民協約」(1648. 12)では、選挙権者から「施与を受けるもの、特定人の使用人および給与者 persons receiving Alms, servants to, or receiving wages from any particular person」が除外されていることは周知のことからである (*Ibid.*, p. 297)。このことと平等派が所有権を擁護したこと(後述)とから、彼らのイデオロギーの性格が没落していく小ブルジョアジーのそれと評されるわけであるが、単純にはそう評され得ない。「人民協約」の性格、平等派の主権原理からする論理的な要請としての「人民全体」と「特定人の使用人、給与者」が革命の進行過程ではたしている歴史具体的な政治上の役割(多くが国王派についていたなど)が検討されなければならない。彼らの「所有論」のところでもふれられる予定である。なお男女同権を認める Anabaptist としてのリルバーンが女性の選挙権を容認していたことも推測されている。
- H. N. Brailsford, *op. cit.*, p. 33. K. Thomas, *Women and the civil war sects, in Crisis in Europe 1560-1660*, 1970.
- 19) A. S. P. Woodhouse, *op. cit.*, p. 53.
- 20) *Ibid.*, p [20], a sort of fourth estates in the realm.
- 21) D. M. Wolfe, *op. cit.*, p. 402.
- 22) *Ibid.*, p. 403.
- 23) A. S. P. Woodhouse, *op. cit.*, p. 406.
- 24) D. M. Wolfe, *op. cit.*, p. 127.
- 25) *Ibid.*, p. 403.
- 26) *Ibid.*, p. 404.
- 27) A. S. P. Woodhouse, *op. cit.*, p. 88.
- 28) *Ibid.*, p. 119.
- 29) S. R. Gardiner, *The Constitutional Documents of Puritan Revolution, 1625-1660*, 1951, pp. 316-326.
- 30) この面での両派の比較検討は、浜林正夫「独立派とレヴェラーズ」(商学討究3巻2号)においてされている。
- 31) A. S. P. Woodhouse, *op. cit.*, p. 62.
- 32) 今井宏「イギリス革命における『地方』の問題」(史論, 第12集, 1964)は「アイアトンの論理においては、議会における代議員選出の基盤としてあくまでも「地方的利害」が考えられており、いわば「国民的利害」はかかる「地方的利害」の総合として把握されているといえるであろう。換言すれば、それぞれの地方における「地方的利害」の貫徹をはかる体制こそ、アイアトンの希求した体制であったといってもよからう」とのべている (pp. 2-3)。
- 33) William Ashhurst Esquire, *Reason Against Agreement with late Printed Papers, intituled Foundations of Freedom: or, The Agreement of the People*. 引用. 川村大膳『人民協約の研究』1962, p. 180.
- 34) 同書, p. 171.
- 35) A. S. P. Woodhouse, *op. cit.*, p. 96.

- 36) Ibid., p. 111.  
 37) S. R. Gardiner, op. cit, p. 357.  
 38) G. P. Gooch, Political Thought in England. 堀豊彦・升味準之輔訳『イギリス政治思想 Ⅰ—ベーコンからハリファックス』p. 4.  
 39) M. A. Gibb, Jhon Lilburne, The Leveller, a christian Democrat, 1947.

### Ⅲ

次に以上にのべてきた平等派理論の歴史性を吟味しておきたい。この点に関する最近の研究は、その人民主権論に注目するほどには積極的ではないように思われる。近時の研究によれば平等派の階級構成については、その運動が主として都市の間屋制商業資本の支配下におかれた独立小生産者層—小親方、職人、徒弟層に担われ支持されていたことについてはほぼ一致している。総じて、彼らは小所有者の主張を表明したといわれている<sup>3)</sup>。かつてC.ヒルは「イギリス・ブルジョア革命のもっとも急進的な成果（王政の廃止、教会、王室および貴族の所領地の没収は、エンゲルスのいわゆる平等派と独立派の《平民的方法》によって達成された」<sup>2)</sup>としたが、最近の研究によると、ロンドンの組合にたいする平等派の要求—自由な製造と販売に対するすべての制約撤廃、仲買人排除等は、結局、地方的な独占の特権 local and monopoly privileges に反対することとともに、大商業資本家に反対する小親方層のための国家の干渉への要求であった。それは、賃金労働者への地位におちこむのをふせぐために、組合への統制権を回復しようとする小親方層のこころみにほかならなかった<sup>3)</sup>。平等派は勃興しつつある資本主義に直面してその独立性を保持しようとしていた階級を表明するものであった<sup>4)</sup>。つまり、平等派は迫りくる資本主義的進展の大浪の前に没落の危機を痛感していた階層であり、それ故にこそ彼らは小所有者として所有権の獲得増大を切実に望んだのであり、所有権への固執は没落をまぬがれ地位の回復と向上とを図らんとする必死の反撃にすぎなかったのである<sup>5)</sup>。したがってまた、平等派は「小所有者が有力な人々に対して保護されさえするならば、伝統的な財産関係で満足する人々」であり、「平等派の敗北は資本主義の発展へのさらにもうひとつの障害をとりぞいた」<sup>6)</sup>ことになる。「イギリス革命のこの中途半端な性格と、農民が保証された土地所有をかちとることに失敗したことは、究極的には産業資本主義の興隆を容易にした」<sup>7)</sup>のである。わが国においてもこの面について竹内幹敏氏が説得力ある見解を示されている<sup>8)</sup>。氏によれば、例えば近代労働者の「資質」の育成にたいしても、その組織的、合理的生活態度によって、ピューリタン教会規律のはたした大きな役割からして、ピューリタン諸教派によって「資本主義の精神」は担われた。一方、急進的民主主義の主張者としてしばしば独立派よりもたかく評価される平等派は「教会規律を「良心の自由」と置き換え、組合教会、バプティスト教会と決裂し……ピューリタンの教会規律による近代労働者の「資質」育成という路線から道をふみ外していたこと」になり、「教会規律の支持者たる「資本主義的中生産者層」と手工業の立場からすれば、組織的、合理的生活態度の攪乱者、モップの集団と見なされた」<sup>9)</sup>。このような評価が平等派の主張のなかから直接例証されるものとしてあげられるものが、平等派の議員選挙権者から家内使用人と施与を受ける者とが排除されているということと、彼らが所有権の保持を主張しているということとである。確かに、平等派の一人ベティは、プトニーの論争において、年季奉行人 apprentices, 召使い servants, 施与を受けるもの those that take alms を、他人の意思に依存しているがゆえに選挙権から除外しているし<sup>10)</sup>、「第二人民

協約」,「第三人民協約」<sup>11)</sup>には明記されていたのであった。また所有権についても、彼らによれば、神も汝ぬすむなかれ **Thou shalt not steal** として認めており<sup>12)</sup>、人民が代表者を選出し政府に従がうのは彼らが財産を保持するからである<sup>13)</sup>。所有権が国家基本法制 constitution の基礎でありその逆ではない。プロパティ **Property** への自然権が自他の所有 **meum and tuum** の基礎なのである<sup>14)</sup>。「ロンドン住民の請願」 **To the Right Honorable, the Commons of England in Parliament Assembled...** (1648. 9) は第18条において「現在および将来のすべての議会は、所有権の廃止、財産の平等化または共有化を行なわないという義務をもつこと」<sup>15)</sup>と規定し、所有の廃止を意図するものではないことを正式に明らかにもしている。

しかし、平等派の階級構成の主体が独立小生産者層であったことを認めつつも、その運動および理論の歴史的な性格についてのいわば通説をそのままでは支持しがたい。一七世紀のイングランドの人口の大部分は独立小生産者層によって構成されていたことでもあり<sup>16)</sup>、原蓄期以前におけるこのような階層は近代的な産業資本家とも賃労働者ともことなる独自の存在として把握される必要がある<sup>17)</sup>。この社会層は、過渡的資本主義的生産関係においても収奪されるわけであり、あらたに展開されてきている階級関係、搾取関係を根源とする利害対立にもとづいて闘争をはげしく展開していったものと思われる<sup>18)</sup>。過渡的段階における独立小生産者層の運動が単に小ブルジョアジーの反動として律しえぬものがここにあり、彼らのイデオロギーもその存在からくる複雑な利害にもとづくプリズムを通して形成されたものとなっている。イギリス革命における地主とブルジョアジーの妥協<sup>19)</sup>、地代寄生的階級としての「新貴族」と萌芽的ブルジョアジーとの協働、また近時の革命研究が明らかにしている国王派と議会派あるいは長老派と独立派の等質性を考えるとき<sup>20)</sup> (多くの「独立派」メンバーは長老主義 **presbyterianism** が国教になったときに、**elders** になったことでもあり、政治的セクトと宗教的セクトは区別と連関のうえでとらえられねばならないが)<sup>21)</sup>、独立小生産者層を担い手とする平等派のすぐれて政治的な運動・理論は重要な位置を与えられるべきであると思われる。このことは、彼らが **birth right** から **natural right** へと自己の視座を転換させ、過去との断絶のうちに、伝統法から脱皮したところで改革プログラムを提起したということ、また他方の独立派が伝統法に基づき複合政体による改革をすすめようとしたという事態のうちによく示されている。なお、さきののべたように平等派の要求する選挙権から召使いや施与を受けるもの等が除外されているわけであるが、このことからただちに平等派の階層と当時の前期的プロレタリアートの大部分とを対置するわけにはいかない。既述したごとく、彼らの選挙権構想はその主権原理から論理的に必然化されたものであるが、彼らが除外したものは「他人の意志に依存している者」であり、当時の **servant** とは一人の雇主に雇用される者を意味した<sup>22)</sup>ことに留意すべきである。また「人民協約」自体は独立派に体现されている社会層及び潮流を含めた、人民の成文憲法構想としてだされてきたものである。ただし、「第二人民協約」には召使い、施与を受ける者のほか「特定の人から給与を受ける者 **receiving wages from any particular person**」が含まれているが、「第三人民協約」には給与者は含まれていない。

最後に、平等派の所有権論とロックのそれとの関係を指摘することにより、この面からも、平等派の歴史的な位置をあきらかにしておきたい。

ロックの所有権論はその『市民政府論』によくしめされている<sup>23)</sup>。周知の一節であるが—

たとえ地とすべての下級の被造物が万人の共有のものであっても、しかも人は誰でも自身自身の一身については所有権をもっている。これには彼以外の何人も、なんらの権利を有し

ないものである。彼の身体の労働、彼の手の働きは、まさしく彼のものであるといつてよい。そこで彼が自然が備えそこにそれを残しておいたその状態から取り出すものはなんでも彼が自分の労働を混えたのであり、そうして彼自身のものである何物かをそれに附加えたのであって、このようにしてそれは彼の所有となるのである。それは彼によって自然がそれを置いた共有の状態から取り出されたから、彼のこの労働によって、他の人々の共有の権利を排斥するなにものがそれに附加されたのである。この労働は、その労働をなしたものの所有であることは疑いをいれないから、彼のみが、己の労働のひとたび加えられたものに対して、権利をもつのである。少くともほかに他人の共有のものとして、十分なだけが、また同じようによいものが、残されているかぎり、そうなのである<sup>24)</sup>。

ここにロックの労働所有権説が集約されている。つまり、ロックによれば、本来神によって人間の生活の維持充足のために与えられた自然は、それ自体としては人類の共有物であるという、自然共有という自然法にもとづきながら、自然物あるいは土地に何人にとっても固有のものである労働がくわえられることによって、当該物が共有の状態から彼に移し出される。この「労働」によって他人の共有権が排除され特定個人の私有となるのである。したがって、所有権は同意とか契約とかを媒介することなく、前国家的な自然法に基礎づけられることになった。自然の理性たる自然法が支配し、人類の一切は平等かつ独立である自然状態を前提とするロックにとっては、所有権の成立および排他性の根拠は、個人に内在する労働の原理からみちびきだされることになる。ホブズが、個人の主体的権利としての自然権から出発しながら、自他の区別のない不安定な自然状態を前提として、所有権の起源に国家主権を媒介させたことと対象的である。

このようなロックの所有論と平等派のそれとの関係については次のような否定的理解が有力である。それによると、平等派が展開した所有権論は、使用価値と直接消費を主体とした前資本制の生産様式に対応するものにすぎず、プロパティの排他性を人間のパーソンそのもののもつ固有性から導くことにより、排他的権利としての財産の権利の自然性を強調したが、労働概念を欠いたためにその排他性自体を十分に基礎づけることができず、結局はその根拠を同意に求めるほかなかった<sup>25)</sup>。平等派の所有権論は「実際には権力の財産侵害に対する人間の自然権としての財産の権利の絶対性の主張を意味するものにすぎなかったのである」<sup>26)</sup>。

プトニー会談において、独立派幹部アイアトンが「神法 Divine law が規定するのは一般論であり、個別的問題ではない」<sup>27)</sup>、「所有権は人間の国家基本法制 *coustitution* にもとづくものであって、神の法 the Law of God や自然法 the Law of Nature によるのではない。…国家基本法制が所有権を基礎づけるのである」<sup>28)</sup>として、国家主権を媒介とする所有権論を展開したのに対して、平等派は自然法にもとづく所有権の成立根拠を展開した。レインバラによれば神法により汝ぬすむなかれ<sup>29)</sup>として所有権が認められているのであり、クラークによれば「プロパティ *properties*こそ国家基本法制の基礎であり、その逆ではないのであるから、基本法制がなくとも、自然法が、他人のものではない、各人が現にもっているものもしくはもちうるものについて各人がプロパティ *property* をもつべく原理が与えられる」<sup>30)</sup>のである。すでにのべたように、彼らの自然社会は自由・平等な原子的個人の自発的結合体であり、国家は個人の所有（権）と安全の維持と保護のためにあるのであり、所有権は各人に自然によって与えられているのである。つまりプロパティとは自然権そのものにほかならない。すべての人はおのれ自身として固有の持分をもち<sup>31)</sup>、実定的な国家基本法制が自然法によって規定されるので

ある。さらに、平等派の所有権論は、生まれながらの人間の固有性によって根拠づけられるばかりではなく、潜在的にはあるが労働による所有の論理もうみだされはじめている。彼らにとって、正当な富は労働にもとづくものであり<sup>32)</sup>、所有権とは自己の労働(勤勉) industry にもとづく獲得物を自己のものとするものである<sup>33)</sup>。リルバーンにとっての the laborious and industrious peopleとは自からの手によって労働の成果を享受する者を意味したであろう<sup>34)</sup>。一方独立派幹部アイアトンによれば、既存の富の分配は祖先からの伝承により引きつがれた契約に基づいているのである<sup>35)</sup>。アイアトンの主張をホブズの「自由は法の免除にすぎず、所有権は法の限度において主張される<sup>36)</sup>—といえるならば、平等派のそれはロック的といわれるゆえんである。

- 1) P. Zagorin, A. History of Political Thought in the English Revolution, 1951, p. 39.  
D. M. Wolfe, Leveller Manifestoes of the Puritan Revolution, 1967, p. 273.  
C. Hill, The Century of Revolution 1603-1714, 1961, p. 132.
- 2) C. Hill, The English Revolution 1640, 1940, 田村秀夫訳『イギリス革命』p. 75.
- 3) C. Hill, The Century, p. 154.
- 4) B. Manning, The Levellers, in E. W. Ives (ed), The English Revolution 1600-1660, 1968, p. 154.
- 5) 松村尅「ピューリタン革命の急進運動についての一考察—レヴェラーズの実態について—」(歴史学研究, 233号, 1959)。A・ソブールは、フランス革命におけるサン・キュロットの階級性を分析している(「フランス革命における階級と階級闘争」, 歴史学研究, 165号, p. 15)。「これらの人々を結びつけていたものは、単に貴族階級への憎悪のみではなくて、ブルジョアジーを肥らせるために彼らをプロレタリア身分へ転落させようと脅かす資本主義的生産体系への共通の反感である。……サン・キュロットは自分達をプロレタリアの身分へ転落させようとする資本主義に反感を抱いているが、それと同時に、自分達が既に所有者であるか又は所有者たらんと欲しているがためにブルジョワ的秩序に執着を感じている。」
- 6) C. Hill, Reformation to Industrial Revolution, A Social and Economic History of Britain, 1530-1780, 1967, 浜林正夫訳『宗教改革から産業革命へ』pp. 150, 199.
- 7) C. ヒル「イギリス革命の諸問題」(思想, 456号, 1962) p. 55.
- 8) 水田洋編『イギリス革命—思想史的研究—』, 1958, 第一, 二, 三章参照。
- 9) 同書, p. 129. なお戒能通厚「イギリス市民革命と法」(高柳信一・藤田勇編『資本主義法の形成と展開』, 1972)は、レヴェラーズ運動を解体されつつあった小商品生産者の投影であり、その挫折は必然であったとしながら、次の点で評価している。「彼らによって対置された観念は、その普遍的意義をいささかも縮減させることはない。なぜならば彼らは「人民主権論」の対置により、擬似「代表」パーラメントの本質を明らかにし、その「自然権」論の主張により、「自由」が階級的かつ個別的利益の自由に転じるのは、自由と財産権の不可分性が説かれる場合にはかならないことを明らかにする先例を与えることになったからである」(p. 153)。
- 10) A. S. P. Woodhouse, Puritanism and Liverty, 1938, p. 83.



- 11) D. M. Wolfe, op. cit, pp. 297, 403.
- 12) A. S. P. Woodhouse, op. cit, p. 59.
- 13) Ibid., p. 62.
- 14) Ibid., p. 75.
- 15) D. M. Wolfe, op. cit, p. 288. 現実の平等派メンバーはそれ自体の出自は各種階層にわたるのであり、このことから各人に目をむけるとその所有(権)への考え方に大きなちがいがみられる。リルバーンもそのパンフレットにおいて「平等派とは自由と財産proprietyの旗手であり, Anti-Grandeas, Anti-Imposters, Anti-Monopolists, Anti-Apostates, Anti-Arbitrarians, and Anti- [economic] Levellersである」とのべている(1648. quoted in J. Frank, *The Levellers*, 1955, p. 157)。しかしウォルウィンの場合はことなる。彼は財産や社会的地位での不均等が続くことはきわめて悲惨なことであり、それはすべてのものが共有とされないかぎり改善されないであろうと考えたようである(C. Hill & E. Dell, *The Good Old Cause, The English Revolution of 1640-1660. Its Causes, Course and Consequences*, 1969, p. 334)。またレインバラは、すべての所有権を排することなくしては自由の享有などあり得ない旨のべている(A. S. P. Woodhouse, op. cit, p. 71)。
- 16) 今井宏「イギリス革命」は、G. H. Aylmer, *The King's Servants, the Civil Service of Charles I 1625-42* (1961) にもとづいて、革命前のイギリスで何らかのかたちで政府への参加を認められていたのは全人口約450万人のうち一八〇分の一を占めるにすぎない2万5千人程度であるとしている(岩波, 世界歴史15所収, p. 146)。
- 17) 杉原泰雄『国民権の研究』1971, pp. 59-60.
- 18) 林直道『史的唯物論と経済学』(下)は、階級闘争, 階級関係, 生産力, 生産関係等々の史的唯物論の基礎範疇を再検討するなかで、興味ぶかい指摘をしている。これまでの考え方の一つとして、階級関係, 搾取関係は生産関係の歴史的な現象形態であり、階級闘争は生産力と生産関係の矛盾の現象形態とするのがあるが、そうではなく「生産関係はより一般的抽象的概念であり、階級関係はその特殊な具体的存在形態である。この階級関係, 搾取関係を根源とし、そこから必然的に展開されるのが階級闘争である。……だから生産関係がいまだ生産力の桎梏と化していない段階、生産関係が生産力発展を促進する役割を演じていた段階においてさえも、この(搾取関係に規定された階級的)利害対立に端を発する階級闘争ははげしく燃え上がることがありうるのである」(pp. 57-58)。封建制末から初期資本主義にかけての諸運動、闘争を検討するうえで重要である。
- 19) イギリス革命の保守性は、「ブルジョアジーが大土地所有者の大部分と結んでいた長期にわたる同盟」に求められる。ヘンリー八世治下に発生した大土地所有者階級は「ブルジョアジーの存立条件とは矛盾せず、むしろこれと完全に調和していた」のであり、「ヘンリー七世のとき以来、イギリスの『貴族』は、工業生産の発展を妨害するどころか、逆にそれから間接に利益を引きだそうとしてきた」(エンゲルス『空想から科学への社会主義の発展』英語版序論, 全集第19巻, 大月版, p. 555)。R. H. Tawney, *The Rise of Gentry, 1558-1640*, 1941. 浜林正夫訳『ジェントリの勃興』1957,

山内靖『イギリス産業革命の史的分析』, 1966, 参照。

- 20) C. Hill, *The Century*, p. 165. なお「独立派」については, 松浦高嶺「清教徒革命における『宗教上の独立派』—Independencyについての一考察」(史苑23-1, 1962)。
- 21) イギリス革命史研究において主潮をなしつつあるいわゆる『再検討論』のように, 革命前後にわたる地主支配の連続を肯定しようとするものではない。『再検討論』の難点は, 経済過程と政治過程とのトータルな歴史認識というレベルから, 主として, 政治的「連続性」をなす地主階級の質, その時期的, 段階的特質を明らかにする手続を欠落させてしまっていること, 歴史発展の主体者から直接生産者層を視野の外においてしまったこと, にある。ただし, イギリス革命における平等派主権論の意義を明確にするためには, 基底還元しないかかる視点が重要である。『再検討論』の内容については, 柴田三千雄・松浦高嶺編『近代イギリス史の再検討』(1972)が要を得ている。
- 22) H. N. Brailsford, *The Levellers and The English Revolution*, ed. by C. Hill, 1961, p. 279.
- 23) John Locke, *Two Treaties of Government*, 1690. 鶴飼信成訳『市民政府論』pp. 31-55. なお, 田中正司『ジョン・ロック研究』は, ロックのPropertyは『政府論』のたんなる一章ではなく, その中心主題をなすものであると指摘している(1968第二部)。
- 24) J. ロック, 同書, pp. 32-33.
- 25) 田中, 前掲書, pp. 204-214.
- 26) 同書, p. 211. ロックとの関係については, 戒能前掲論文, C. B. Macpherson, *The Political Theory of possessive Individualism*, 1962, 参照。
- 27) A. S. P. Woodhouse, *op. cit.*, p. 60.
- 28) *Ibid.*, p. 69.
- 29) *Ibid.*, p. 59.
- 30) *Ibid.*, p. 75.
- 31) *Ibid.*, p. 327.
- 32) W. Haller, *Tracts on Liberty in the Puritan Revolution 1638-1647*, III, 1965, pp. 258-307.  
したがって, 自分の手で働きもしなければ額に汗して富を得ることもせず, 中下層人民の労働の成果をしぼりとる政府役人, 僧侶, 大商人, 法律家などが批判される。もっとも彼らへの批判は「独占」への観点が主軸であるが。政治的, 経済的「独占」からの解放。
- 33) C. Hill & E. Dell, *op. cit.*, p. 401.  
堀江英一編『イギリス革命の研究』1962, pp. 278-279.
- 34) H. N. Brailsford, *op. cit.*, p. 239.
- 35) A. S. P. Woodhouse, *op. cit.*, p. 26.
- 36) 高柳信一「近代国家における基本的人権」(東大社会科学研究所編『基本的人権』I, 1968, 所収)参照。

## IV

以上より、平等派の運動と理論には小ブルジョアジーの反動としてより以上の評価が与えられる。

平等派の自然法もその出生は伝統的な観念の枠組に支えられながらも、理性を基軸としてみづからを伝統法から解放したのであった。伝統法からの彼らの自然法の解放は、歴史状況としての現実を徹底的に批判する道をきりひらいたのであり、それにともなって、彼らの理論を宗教的観念からきりはなしてすぐれて世俗化せしめ得たのである。このプロセスはまた自然権を固有する原子的個人を抽出するプロセスでもあり、その原子的個人は自然的個人として把握されるに至った。ここに平等派によって理論的にはじめて歴史的主体としての「人民」が実体として把握されることになる。フィクションとしての中世的 *populus* 概念から実体としての *people* への転回である。このように自然的個性が原子的個人として把握されるならば、社会契約にもとづく人民主権論が展開されるのも必然である。自由・平等な各個人はその安全を維持し促進するために相方の同意と協約にもとづいて統治者もしくは政府を形成することになる。したがって、平等派主権論においては、主権は分有されず、人民全体に帰属するのであり一の制度として統治者もしくは政府にその意思を信託するのである。平等派の主権原理は、成文憲法としての「人民協約」のなかに、農業綱領のなかに、都市改革のなかに、革命の「ゆきすぎ」期にダイナミックに展開されるのであるが、クロムウエルの軍隊にやぶれ、政治党派としての活躍は短命のうちにおわる。

ところで、平等派運動の主要基盤は独立小生産者であるが、それは独立小生産者の運動として展開されながら、ブルジョアジーの保守性に規定されて、過渡的存在としての反ブルジョアの性格から規定されて、また現実の局面においては前期的プロレタリアートを部隊として展開されたことにより、多かれ少なかれ本来のブルジョア革命の歴史的課題をこえたものとなった。それは、平等派が中・下層の独立生産者を基盤として独立派の一翼として形成されながらも、その支持層を富裕な商人 *well-to-do merchants* から *Spitalfields* の織工や *Derbyshire* の鉱夫に移していった事態にもうかがえよう<sup>2)</sup>。したがって、この意味において、平等派の要求する *constitution*—とりわけ「人民協定」—を「近代の立憲主義的憲法の原型」<sup>3)</sup>とみるわけにはいかない。本来市民革命はブルジョアの支配関係を確立するためのものであるとするならば、人民主権原理によって平等派 *constitution* はそれをこえたものとなっている。かかる意味においては、現実の平等派の構成は多階層からなっており原蓄期以前のこの社会層は独自の視座で把握されなければならないことに留意しつつ、一般的見通しを与えておかなければ、平等派の運動と理論は、あらたに醸成され展開されていく階級関係、社会的編成を直接基盤とする前期的プロレタリアートの先駆的表明である。

附. 平等派研究の意義、平等派の政治・経済的諸要求とイギリス革命の総過程における位置等は、「イギリス革命と平等派運動(序)」(季刊現代法, 第2号, 1970, 3)において与えてある。いくつかのあいまいな把握、是正されるべき部分もあるが、具体的分析のつまかさねの中でのみよく果しうるものと思うので、今後の課題としてここでは残しておきたい。

(昭和48年6月30日受理)

- 1) H. N. Brailsford, *The Levellers and the English Revolution*, ed. by C. Hill, 1961, p. 21. 「独立派」という言葉は、政治的には左は Levellers から右は Presbyterian を含むものとして使われたといわれる。事実、端初においては、例えばマーチャント・アドベンチャラーズの独占への批判としての自由貿易の主張等においては平等派も独立派も相違なかった。
- 2) *Ibid.*, p. 9.
- 3) 星田輝夫「人民同意」(“The Agreement of the People”) に就いて」(西洋史学 1, 1948), p. 120.